

**「廃棄物保管場所等設置届」
の提出時期及び作成要領**

豊 島 区

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領 | 1 |
| 別表 1 施設用途別廃棄物排出基準 | 9 |
| 別表 2 部屋面積別人員数 | 9 |
| 別表 3 再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準 | 10 |
| 別表 4 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物 保管設備等の設置基準及び処理方法 | 11 |
| 図 1 保管場所の配置例 | 12 |
| 図 2 容器の配置例 | 13 |
| 図 3 資源置場（再利用保管場所） | 13 |
| 図 4 反転コンテナボックス配置例 | 15 |
| （参考図・自動貯留機による方式、コンパクターコンテナ方式） | 16 |
| 2. 提出書類原本（コピーしてお使いください。） | |
| 用途別床面積内訳書（住宅系） | 18 |
| 用途別床面積内訳書（事業系） | 19 |
| 容器数の算定表 | 22 |
| 保管場所面積の算定表 | 22 |
| 提出書類記入例 | 23 |
| 念書（見本） | 25 |
| 廃棄物管理責任者選任届 | 26 |
| 3. 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する条文抜粋 | |
| ①豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び 適正処理に関する条例（抄） | 27 |
| ②豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び 適正処理に関する規則（抄） | 30 |
| 4. 豊島区大規模建築物の廃棄物保管場所等設置基準 | 33 |

廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領

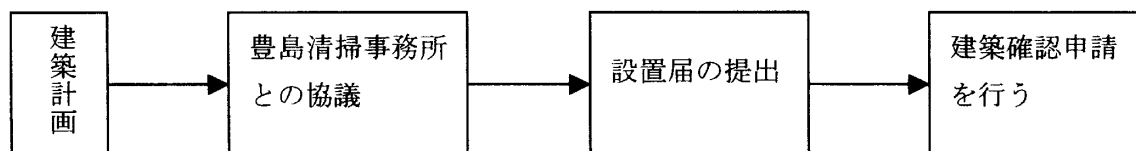
廃棄物保管場所等設置届（以下、「設置届」という。）の提出時期及び提出書類の作成は、次の要領により行ってください。

1. 設置届の提出時期

設置届は、建築物の計画段階で、即ち都又は区の**建築確認の申請を行う前**に提出してください。

ただし、区の収集運搬業務の提供を受ける場合（家庭系）で、反転コンテナボックスを設置するとき、及び区の収集運搬業務の提供を受けない場合（事業系）で、容器、反転コンテナボックス、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外のその他の設備を設置するときは、設置届を提出する前に、豊島清掃事務所と十分に協議してください。

次の設置届提出までの流れを参考にしてください。



《提出先及び問い合わせ先》

豊島清掃事務所 池袋本町 1-7-3 電話 3984-9681

2. 届出の対象となる建築物（ただし、豊島区内に限る。）

用途に関わらず、延べ床面積 1,000㎡以上の建物と中高層条例に含まれる建物とする。

3. 設置届提出の際の必要書類

次の書類を提出してください。

- ① 廃棄物保管場所等設置届 正・副の2部
- ② 図面等（太字の書類についてはこの要領に提出用原本及び記載例があります）
 - 1. 建築物の用途別床面積内訳書（P18・19） 2部
 - 2. 建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等が分かるもの）
2部
 - 3. 建築物の案内図（地図の写しで可）・配置図 2部
 - 4. 建築物の各階平面図 2部
 - 5. 廃棄物保管場所等の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略できます）
と敷地内運搬車通過道路図 2部
 - 6. 廃棄物保管場所等の平面図・立面図・断面図（縮尺50分の1） 2部
 - 7. 廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図 2部
 - 8. 容器数の算定表（P22） 2部

※その他廃棄物保管場所等に関して必要と認める図面等

○この他、協議事項の記録のため「念書」（P25）の提出をお願いしています。

4. 提出書類作成の一般的手順

I 廃棄物保管場所

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

ア P18・19の「用途別床面積内訳書」により、用途ごとの床面積等の計算を明確にする。

その場合廃棄物の排出対象となる有効面積を、その他（共用部分）と区別する。

イ 住宅部分の人員数は、原則としてP9の別表2「部屋面積別人員数」により算定する。

ただし、実際に使用する人員が確定する場合（例：会社の独身寮）は、その人員で算定する。

(2) 建築物より発生する廃棄物の量を算定してください。

ア 原則としてP9の別表1「施設用途別廃棄物排出基準」により算定する。

ただし、過去の廃棄物排出データがある場合は、清掃事務所の了承を得た上でそのデータを用いて算定する。

イ 算定に当たっては、家庭と事業系（事務所・店舗等）を区別する。

ウ 廃棄物の発生量は、同規模・同用途の建築物においても異なることが考えられますので、事前に清掃事務所と十分打ち合わせてください。

(3) 算定した廃棄物の量を、可燃ごみ、不燃ごみに区分し、その割合を算定してください。

ア 家庭廃棄物の区分割合は、可燃ごみ15・不燃ごみ1として、また、体積を重量に換算する場合は1立方メートル=250kgとして計算する。

イ 事業系廃棄物の場合は、清掃事務所の了承を得た上で過去のデータを用いて算定する。ただし、過去のデータがない場合は、可燃ごみ3・不燃ごみ1とする。

(4) 廃棄物の収集方法、収集間隔を決めてください。

ア 家庭は区の収集、事業系（事務所・店舗等）は原則として自己処理又は、一般（産業）廃棄物処理業者の収集です。

イ 収集間隔は、区で収集する場合は、原則として可燃ごみ1週2回・不燃ごみ2週1回です。粗大ごみは、申し込み制です。

ウ 廃棄物処理業者の収集の場合は、契約により収集回数（形態）を決めてください。

(5) 廃棄物の保管方法を決めてください。

廃棄物の保管方法は、

P11の別表4「大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」の中から決める。

ア 容器による場合

原則として60リットル丸型ポリ容器を使用する。

角型容器は、使用状況によっては破損しやすいことを考慮する必要がある。

イ 反転コンテナボックスの場合

①容量は、0.7立方メートル（175kg）とする。

②大きさは次のとおりとする。

| | | |
|-----|-----|-------------|
| 本 体 | 横 幅 | 1,360±10 mm |
| | 奥行き | 590±10 mm |
| | 高 さ | 890±10 mm |
| 傾倒軸 | 長さ | 1,574±10 mm |
| | 高さ | 685±10 mm |

③材質は、FRP又は、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

④折りたたみ式のふたを付けること。

⑤底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。

⑥運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ 自動貯留排出機の場合

①特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。

②容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

③構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止し、及び騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

④運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調整機能を有すること。

⑤運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。

⑥原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

⑦運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

エ 車両搭載式コンテナの場合

①容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるもの

であること。

②運搬車に適合する仕様であること。

③密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

オ その他の設備の場合

①容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

②取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

※区の収集運搬業務の提供を受ける場合で、反転コンテナを設置するとき、及び区の収集運搬業務の提供を受けない場合で、容器、反転コンテナ、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に区と十分協議すること。

(6) 廃棄物保管設備の必要数を決めてください。

ア 容器については、P22の「容器数の算定表」により算定する。

イ 反転コンテナボックスについては、アに準じて算定する。

ウ ア・イ以外の方法による場合は、豊島清掃事務所に問い合わせる。

(7) 廃棄物保管場所の位置・構造等を決めてください。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集の作業の効率等を考慮して決めてください。

ア 廃棄物保管場所の位置、構造

図1 (P12) から図4 (P15) までの保管場所、容器、反転コンテナボックス等の配置例を参考にしてください。

イ 保管場所の設置基準

P33の「豊島区大規模建築物の廃棄物保管場所等設置基準」によりますが、主なものは次のとおりです。

(a) 作業スペースは、通路等でなく保管場所内とし、他の用途と兼用でないこと。

- (b) 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- (c) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される一般廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (d) 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- (e) 一般廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは搬入車への積み込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保する。
- (f) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (g) 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。
 - ①容器を保管設備とする場合は、幅を1.2m以上、高さを2.0m以上とすること。
 - ②反転コンテナを保管設備とする場合は幅を2.0m以上、高さを2.0m以上とすること。
 - ③運搬車が内部に進入する場合、幅を3.5m以上、高さを3.0m以上とすること。
- (h) 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
- (i) 換気及び採光ができる構造とする。
- (j) 廃棄物の散乱を防ぐため、囲い及び扉を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設ける。
- (k) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置する。
- (l) 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80cmから100cmまでとする。

(8) 粗大ごみ集積所を別に設置してください。

ア 最低3㎡以上とする。

イ 原則として1棟につき1箇所設置とする。

ウ 通路と共通でないこと。

II 再利用対象物保管場所

(1) 保管場所の最低必要面積を算出してください。

P10の別表3「再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準」により算定する。

ただし、算出にあたっては、次のことに注意してください。

- (a) 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積とすること。
- (b) 用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、豊島清掃事務所と十分協議を行い了承を得た上で類似の用途を用いて算出すること。

(2) 保管場所の配置・構造等を決めてください。

保管場所の配置や構造は、利用者の利便性、収集の作業の安全や効率等を考慮して決めてください。具体的には、P33の「豊島区大規模建築物の廃棄物保管場所等設置基準」によりますが、主なものは次のとおりです。

- ① 運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- ② 引火性、爆発性の物の保管場所等に接近していない場所に設置すること。
- ③ 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- ④ 再利用対象物の選分、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
- ⑤ 耐久性を考慮した構造とすること。
- ⑥ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生ずる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ⑦ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

5. その他

大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）の方は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

- (a) 所有者は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。
この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- (b) 所有者は、廃棄物・再利用対象物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- (c) 所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が設置基準に適合しないこととなったときは、すみやかに該当基準に適合させるための措置を講じること。
- (d) 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときはこれを設置するとともに、適正に管理すること。

※なお、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物）の所有者の方は、条例に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、「**廃棄物管理責任者選任届**」及び「**事業用大規模建築物における再利用計画書**」を提出することになっておりますので、建築物竣工後、豊島清掃事務所に速やかに提出するようお願いいたします。

別表1 施設用途別廃棄物排出基準

| 施設の用途 | 1日当たりの排出基準 |
|------------------------------|-------------------------------|
| 住 宅 | 1 k g / 人 |
| 事 務 所 ビ ル | 0. 0 4 k g / m ² |
| 文化・娯楽施設 | 0. 0 3 k g / m ² |
| 店 舗 (飲 店 食) | 0. 2 0 k g / m ² |
| 店 舗 (物 品 販 売) デパート、スーパー | 0. 0 8 k g / m ² |
| ホ テ ル | 0. 0 6 k g / m ² |
| 学 校 | 0. 0 3 k g / m ² |
| 病 院 、 診 療 所 | 0. 0 8 k g / m ² |
| 駐 車 場 | 0. 0 0 5 k g / m ² |
| 鉄 道 駅 舎 | 0. 0 0 5 k g / 乗客数 |
| 流 通 セ ン タ ー | 0. 0 3 k g / m ² |

別表2 部屋面積別人員数

| 部屋面積 | 人員数 |
|----------------------|--------|
| ～ 2 0 m ² | 1. 0 人 |
| ～ 3 0 m ² | 1. 5 人 |
| ～ 4 0 m ² | 2. 0 人 |
| ～ 5 0 m ² | 2. 5 人 |
| ～ 6 0 m ² | 3. 0 人 |
| 6 0 m ² 超 | 4. 0 人 |

別表3 再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準

| 用途 | 対象延床面積 | | 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 | 10,000 m ² 以上、50,000 m ² 未満 | 50,000 m ² 以上、100,000 m ² 未満 | 100,000 m ² 以上 |
|---------------------------|--|--------|---|--|--|--|
| | | 事務所 | 飲食店 | 4 m ² 以上 | 4 m ² + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上 | 1 6 m ² + $\frac{(\text{延床面積}-50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上 |
| 1.事業用 | 学校 | 病院・診療所 | 4 m ² 以上 | 以上 | 以上 | 以上 |
| | 店舗 | | 4 m ² 以上 | 4 m ² + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ 以上 | 4 0 m ² 以上 | 4 0 m ² 以上 |
| | ホテル | | 4 m ² 以上 | 以上 | 以上 | 以上 |
| 2.住居用 | 文化・娯楽施設等 流通センター | | 3 m ² 以上 | 3 m ² + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上 | 1 1 m ² + $\frac{(\text{延床面積}-50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ 以上 | 1 6 m ² 以上 |
| | 1 戸当たり 0.1 m ² 以上 (ただし、総戸数が 3 0 戸未満の場合 3 m ² 以上) | | | | | |
| 再利用対象物保管場所の最低必要面積 = 1 + 2 | | | | | | |

注1：上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注2：対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注3：主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。

注4：事業用途部分の対象延床面積が 1,000 m²以上 10,000 m²未満の複合建築物の事業用途についての最低必要面積は 4 m²以上とすること。

注5：事業用途部分の対象延床面積が 10,000 m²以上の複合建築物の事業用途についての最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。

注6：算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

別表4 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

| 建築物 | 規模等 | 廃棄物 | 廃棄物保管設備の種類 | | | | | 粗大ごみ 集積所 | 処理方法 | | | 備考 | |
|------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------|----------------|-------------|--------------------|-----|-------------|------|------|-------------|----------------------|--|
| | | | 容器 | 反転コン テナボックス | 自動貯留 排出機 | 車両搭載 式コンテナ 等 | その他 | | 豊島区 | 自己処理 | 許可業者 | | |
| 区の収集 運搬業務 の提供を 受ける合 場 | 100戸 以上 | 可燃ごみ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | 一廃： 一般廃棄物 処理業者 産廃： 産廃廃棄物 処理業者 |
| | | 不燃ごみ | | | | | | ○ | | | | | |
| | 可燃ごみ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | |
| | 不燃ごみ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | |
| 区の収集 運搬業務 の提供を 受けない合 場 | 排出日量 1,000kg 以上 | 一 廃 産 廃 物 業 物 | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | 一 産 廃 | 産廃： 産廃廃棄物 処理業者 |
| | | 業 物 業 物 | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | 産 廃 | |
| | 一 廃 産 廃 物 業 物 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | 一 産 廃 | 産廃： 産廃廃棄物 処理業者 | |
| | 業 物 業 物 | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ | 産 廃 | | |

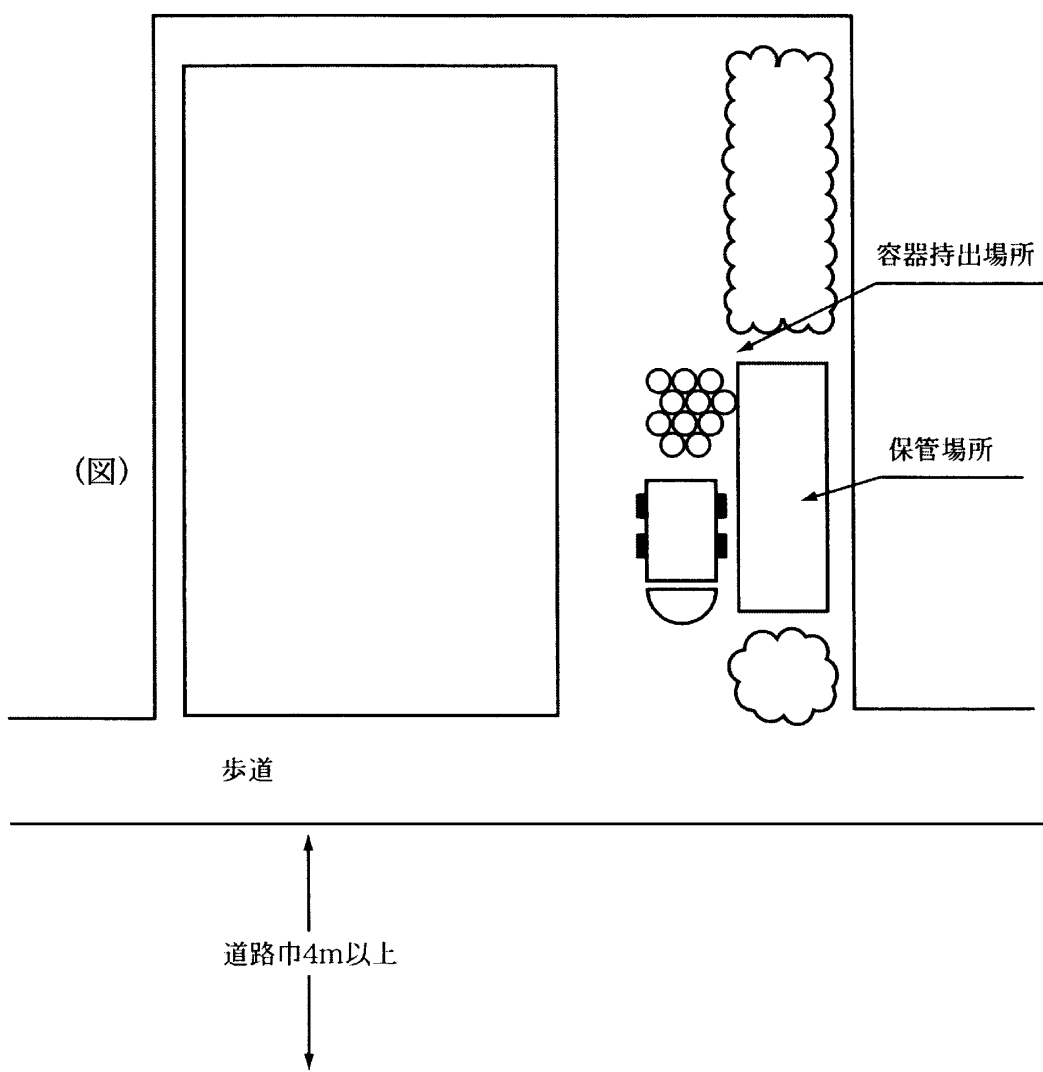
図1 保管場所の配置例

道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業出来る位置に設置し、収集日に歩道上等に持ち出す事のないようにすること。

なお、持ち出し場所のスペースを敷地内に設けること。

具体的には、下図を参考にする事。

図……道路に面し、車が進入できる、最良の例（50戸以上の容器数の多い場合は、この例が望ましい）の一つ。



- ◎利点 (イ) 収集作業を行う際に近隣に迷惑をかけない。
- (ロ) 固定した場所で作業を行うので周囲が汚れることが無い。

図2 容器の配置例

ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にする。

マル型ポリ容器（60リットル）……直径60cm

角形ポリ容器（60リットル）……40cm×55cm×60cm
 (一辺)×(一辺)×(高さ)

容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合はカタログを添付すること。

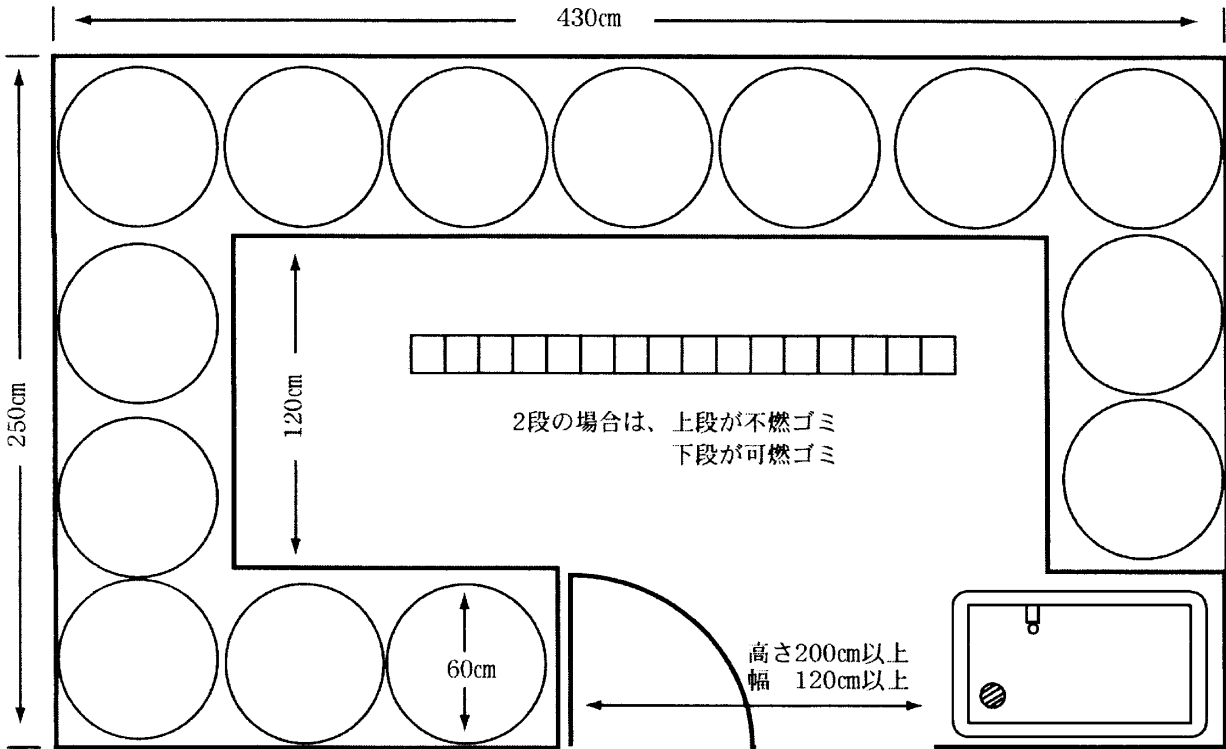
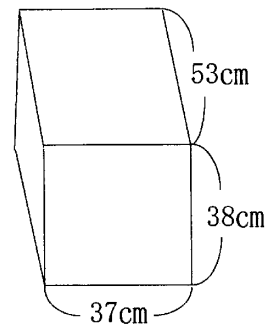
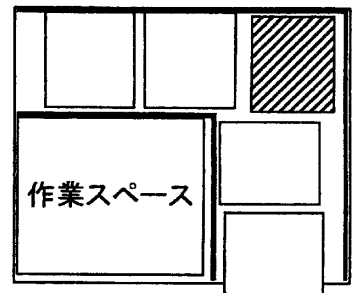


図3 資源置場（再利用保管場所）

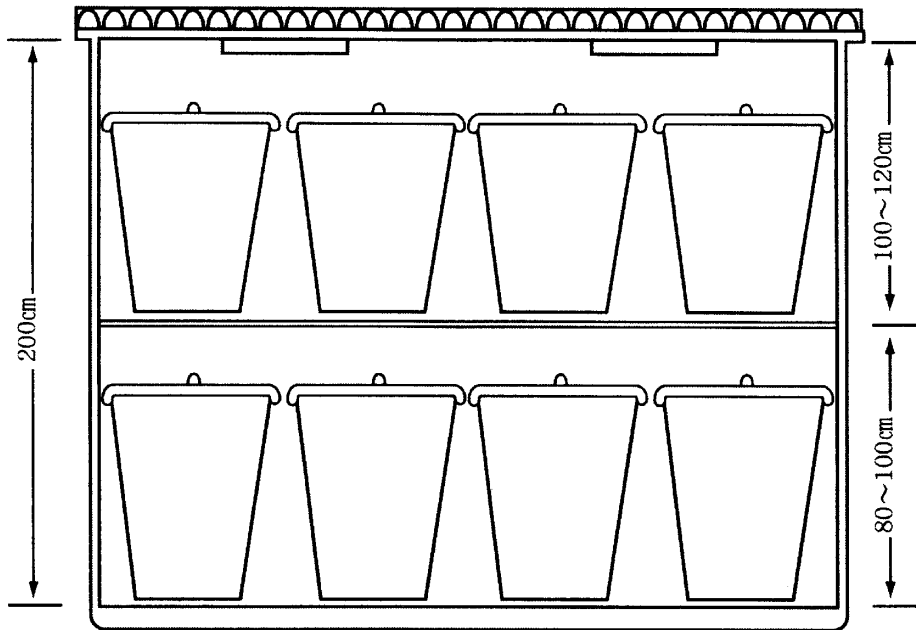
- 図2と同様に設置
- 総戸数が30戸未満は床面積 3㎡以上とする。
 総戸数が30戸以上は戸数当り0.1㎡以上
 事業系の資源置場の大きさはP10の計算式を参照
 ※一般ごみと同様二段にする。
 ビン・カン・ペットボトルを分別するコンテナ（参考）
 角型容器を選択した場合、斜線の部分は戸数に含まれない。



(別図)

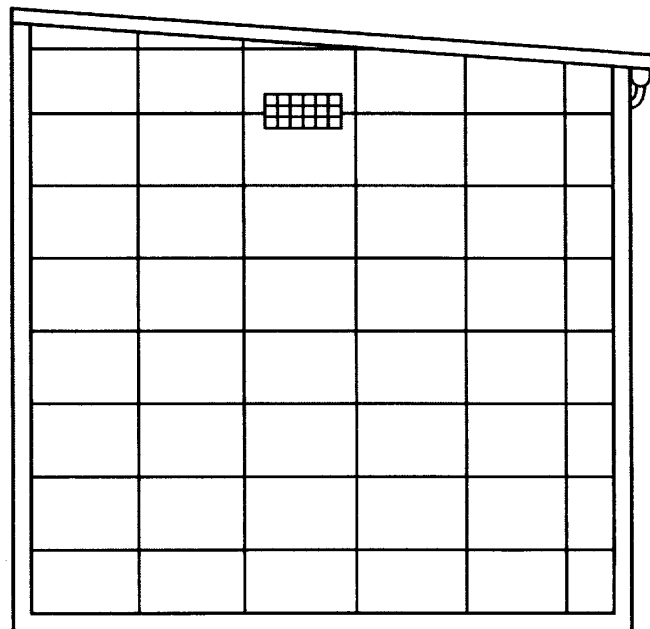


断 面 図



- 1 原則として、一段構造が良い。
- 2 2段構造の場合、棚の高さは1 m以下であることとする。
- 3 天井の高さは、2 m程度確保すること。

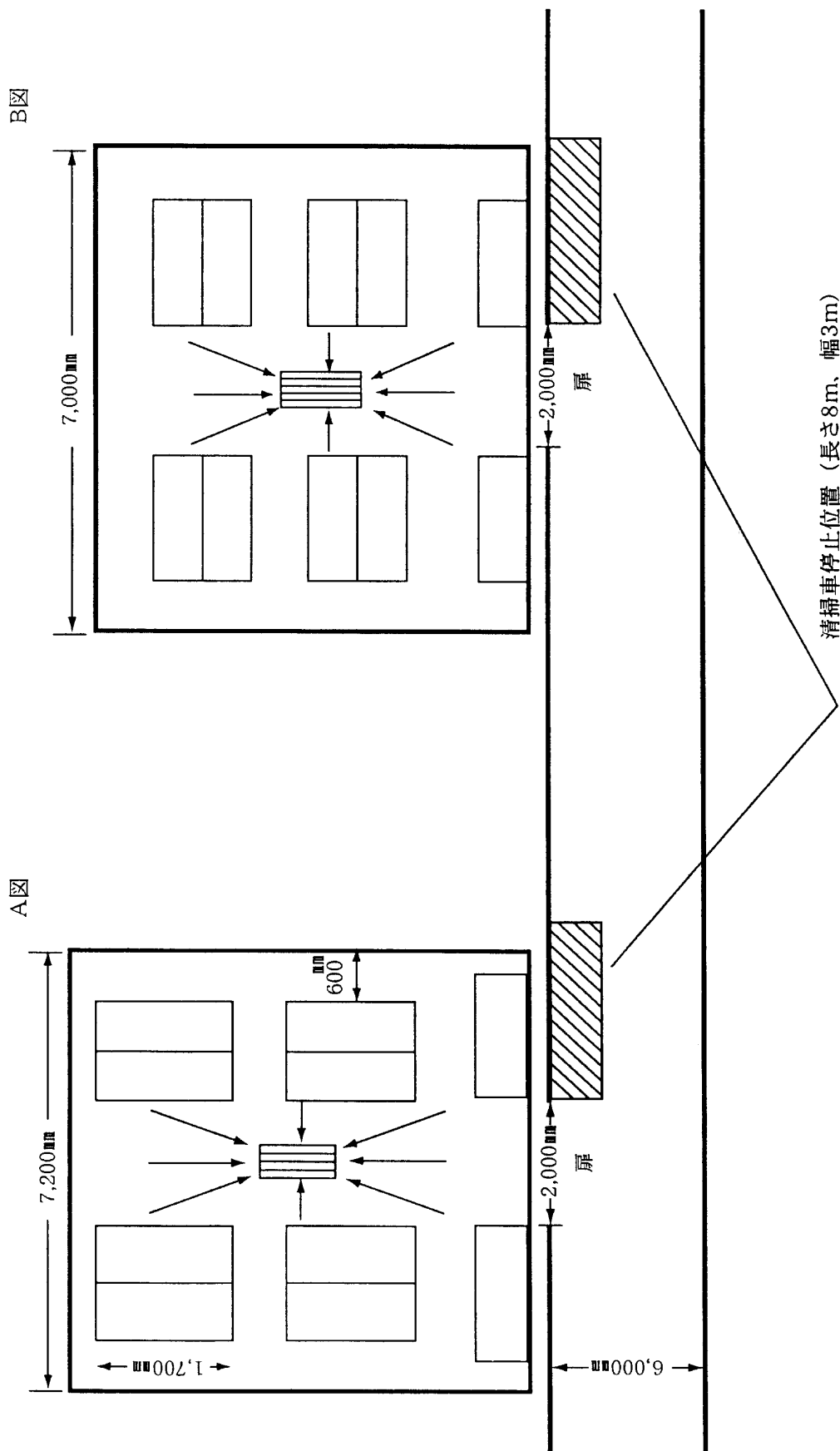
側 面 図



- 1 屋根は必ず設置すること。
- 2 換気口（扇）を設置すること。

図4 反転コンテナボックス配置例

入居戸数100戸 コンテナボックス10台設置する場合

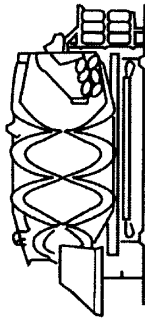


参考図 自動貯留機による方式

1 ドラム方式

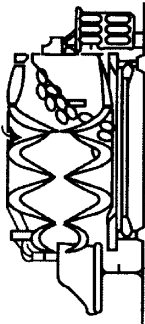
ごみの流れ (反転投入装置付、設置階投入型の場合)

(1) 貯留状態 - 1



反転投入装置により、ごみを投入する。

(2) 貯留状態 - 2



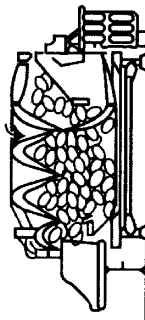
ドラムの回転により、ドラムはごみを引き込み、出口方向へ移送する。

(3) 貯留状態 - 3



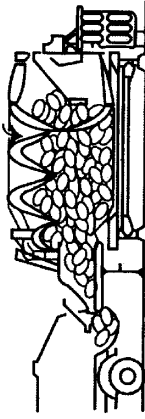
反転投入装置により、ごみを投入する。

(4) 貯留状態 - 4 (満量)



ごみの投入と、ドラムの回転が繰り返しおこなわれ、満量になる。

(5) 排出状態

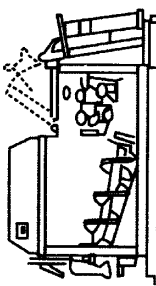


ドラムの回転により、ごみを収集車に積み替える。

2. スクリュー方式

ごみの流れ (反転投入装置付、設置階投入型の場合)

(1) 貯留状態 - 1



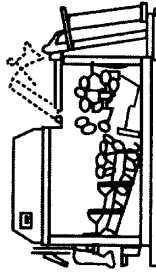
反転投入装置により、ごみを投入する。

(2) 貯留状態 - 2



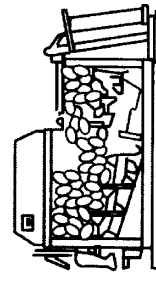
投入スクリューが自動的に定時間作動して、ごみを貯留室の前方へ移送する。

(3) 貯留状態 - 3



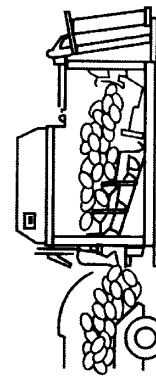
反転投入装置により、ごみを投入する。

(4) 貯留状態 - 4 (満量)



(2)(3)の操作が数回繰り返されて、ごみが満量になる。

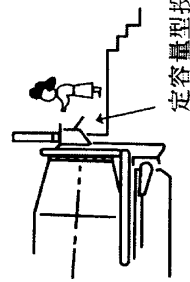
(5) 排出状態



スクリューの回転により、ごみを収集車に積み替える。

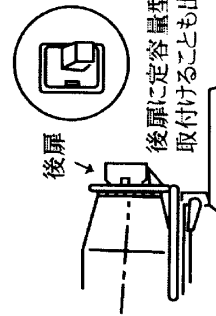
3. ゴミの投入方式

1. 設置階投入型 (定容量バケット方式)



定容量型投入口

2. 設置階投入型 (後扉方式)

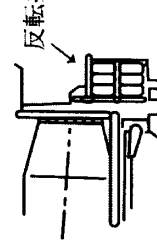


後扉

後扉に定容量型投入口を取付けることも出来る。

※後扉には観音開き型と1枚開き型がある

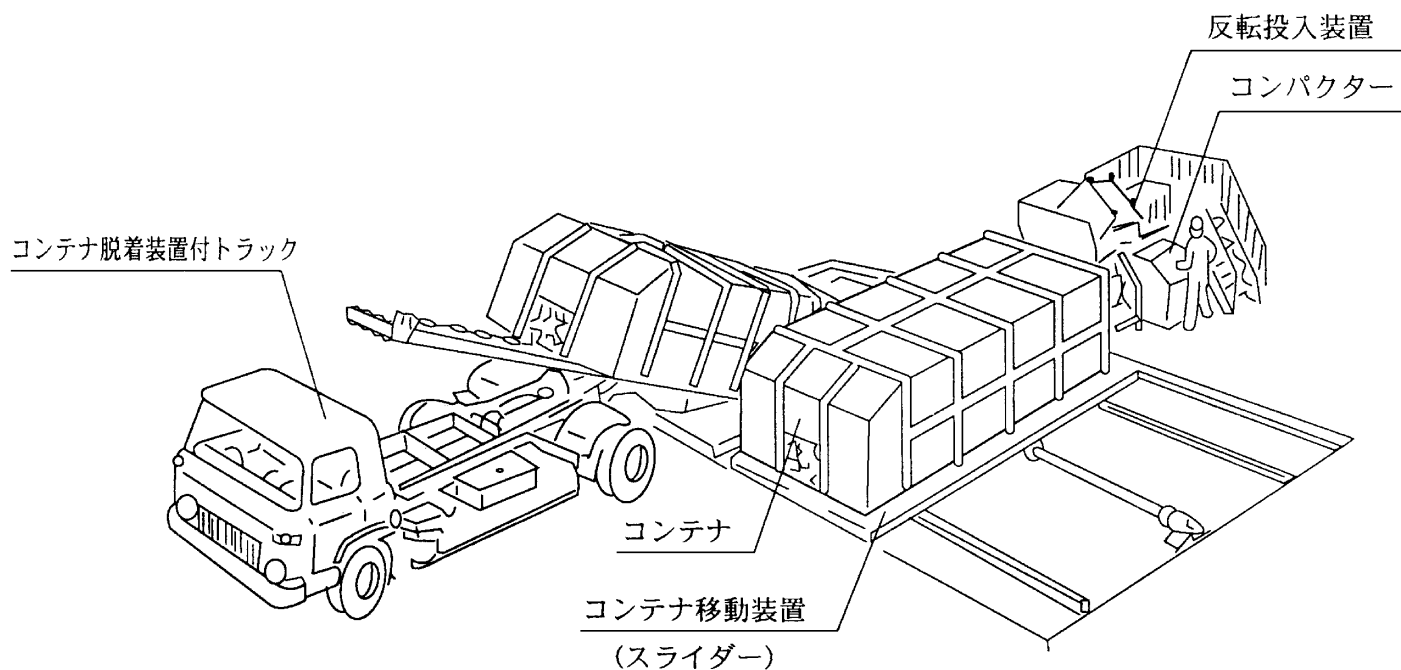
3. 設置階投入型 (コンテナ反転投入方式)



反転投入装置

※コンテナ差込み方向は、後方と側方がある。

参考図 コンパクターコンテナ方式



1. 反転投入装置により、ゴミを投入する。
2. コンパクターにより、コンテナにゴミを圧入する。
3. 圧入されたゴミで満量になったコンテナをコンテナ脱着装置付トラックに積み替える。
4. 積み替え後、新たなコンテナをコンテナ移動装置により、定位置にセッティングする。

用途別床面積内訳書 (住宅系)

記入例

| 階 | 延床面積 | 住宅 | | | | 駐車場 | | 倉庫 | | 共用部分等面積 |
|--------|----------|-----------------|----|---------|------|--------|-----|----|--------|--------------------|
| | | 床面積 | 人員 | 戸数 | 総人員 | 戸数 | 床面積 | 戸数 | 床面積 | |
| 地下1階 | 877.74 | | | | | | | | 54.83 | 463.75 |
| 1階 | 906.64 | | | | | 501.96 | | | 31.73 | 372.95 |
| 2階 | 244.00 | | | | | | | | 153.19 | 44.85 |
| 3階 | 887.76 | | | | | | | | 3.77 | 216.07 |
| 4階 | 899.99 | | | | | | | | 75.40 | 344.55 |
| 5階 | 397.95 | 73.49 × 4戸 | 4人 | 4戸 | 16人 | | | | | 103.99 |
| 6階～13階 | 2,623.92 | 73.49 × 4戸 × 8階 | 4人 | 4戸 × 8階 | 128人 | | | | | 34.03 × 8 = 272.24 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合計 | 6,838.00 | 2,645.64 | | | 144人 | 501.96 | | | 318.92 | 1,818.40 |

用途別床面積内訳書(事業系)

| 階 | 延床面積 | 店舗 | | | 事務所 | | 文化施設 | | 共用部分等面積 |
|------|----------|----|----|--------|-----|----------|------|--------|---------|
| | | 業種 | 戸数 | 床面積 | 戸数 | 床面積 | 戸数 | 床面積 | |
| 地下1階 | 877.74 | 飲食 | | 128.60 | | | | 230.56 | 463.75 |
| 1階 | 906.64 | | | | | | | | |
| 2階 | 244.00 | | | | | 45.96 | | | |
| 3階 | 887.76 | | | | | 667.92 | | | |
| 4階 | 899.99 | | | | | 426.00 | | 54.04 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合計 | 3,816.13 | | | 128.60 | | 1,139.88 | | 284.60 | 463.75 |

容器数の算定表

| 用途 | 廃棄物 | 床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃の割合×収集間隔÷容器容量=㉔ | 最低必要個数 | 予備率の加算 | 必要個数 | | |
|----------|-----|--|------------------|--------------------------|------|--------|---|
| 住宅 | 可燃 | []人×[]kg×0.75×[]日÷[]kg= | ① 個 | (㉔の①+㉔の②)×1.4 =㉕ 個 | 必要個数 | | |
| | 不燃 | []人×[]kg×0.05×[]日÷[]kg= | ② 個 | | | | |
| | 可燃 | []m ² ×[]kg×0.6×[]日÷[]kg= | ③ | (㉔の③~⑩+) ×1.4 =㉖ 個 | 必要個数 | | |
| | 不燃 | []m ² ×[]kg×0.2×[]日÷[]kg= | ④ 可燃 | | | | |
| | 可燃 | []m ² ×[]kg×0.6×[]日÷[]kg= | ⑤ ㉔の③+⑤+⑦+⑨ | | | | |
| | 不燃 | []m ² ×[]kg×0.2×[]日÷[]kg= | = 個 | | | | |
| | 可燃 | []m ² ×[]kg×0.6×[]日÷[]kg= | ⑦ 不燃 | | | | |
| | 不燃 | []m ² ×[]kg×0.2×[]日÷[]kg= | ㉔の④+⑥+⑧+⑩ = 個 | | | | |
| | 可燃 | []m ² ×[]kg×0.6×[]日÷[]kg= | ⑨ | | | | |
| | 不燃 | []m ² ×[]kg×0.2×[]日÷[]kg= | ⑩ | | | | |
| 最低必要個数合計 | | | | | | 必要個数合計 | 個 |

保管場所面積の算定表

| 1 容器保管必要面積 | 容器的直径又は縦 [] m × 容器的直径又は横 [] m ÷ 段数 [] 段 = | m ² | m ² | m ² | m ² |
|------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 2 洗淨排水設備面積 | | 3 作業上必要面積 | 合計 (1~3) | 粗大ごみ保管面積 | |

- <算定上の注意>
- 1 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
 - 2 基準要素の総計は住宅の場合は総員数、事務所等は有効面積を記入する。
 - 3 収集間隔は実態により記入する。(住宅は可燃3日・不燃12日)
 - 4 容器1個当りの容量は原則として15kg (60ℓ) を基準とする。
 - 5 個数の算定は、家庭系と事業系を区分する。事業系の用途が複数の場合、㉔の①~⑩を合算して必要個数等を算出する。
 - 6 ㉔は、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数は㉔を切り上げる。
 - 7 必要個数は㉔の小数点を切り捨てる。
 - 8 予備率は、40%を確保する。
 - 9 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

記入例 (住宅用)

容器数の算定表

| 用途 | 廃棄物 | 床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃の割合×収集間隔÷容器容量=㉔ | 最低必要個数 | 予備率の加算 | 必要個数 |
|----------|-----|--|--------|----------------------------|------|
| 住宅 | 可燃 | [85]人×[1]kg×0.75×[3]日÷[15]kg= 12.8 ① | 13 個 | ㉔の①+㉕の②)×1.4 =㉖ 22.68 個 | 22 個 |
| | 不燃 | [85]人×[1]kg×0.05×[12]日÷[15]kg= 3.4 ② | 4 個 | | |
| | 可燃 | []m ² ×[]kg×0.75×[]日÷[]kg= ③ | | | |
| | 不燃 | []m ² ×[]kg×0.05×[]日÷[]kg= ④ | | | |
| | 可燃 | []m ² ×[]kg×0.75×[]日÷[]kg= ⑤ | | | |
| | 不燃 | []m ² ×[]kg×0.05×[]日÷[]kg= ⑥ | | | |
| | 可燃 | []m ² ×[]kg×0.75×[]日÷[]kg= ⑦ | | | 個 |
| | 不燃 | []m ² ×[]kg×0.05×[]日÷[]kg= ⑧ | | | |
| | 可燃 | []m ² ×[]kg×0.75×[]日÷[]kg= ⑨ | | | |
| | 不燃 | []m ² ×[]kg×0.05×[]日÷[]kg= ⑩ | | | |
| 最低必要個数合計 | | | 17 | 必要個数合計 | 22 個 |

保管場所面積の算定表

| 容器の直径又は縦 [0.6] m×容器的直径又は横 [0.6] m×容器数 [22] 個÷段数 [2] 段= | 容器の直径又は縦 [0.6] m×容器的直径又は横 [0.6] m×容器的直径又は横 [0.6] m×容器数 [22] 個÷段数 [2] 段= | 必要個数 |
|--|---|---------------------|
| 1 m ³ 作業上必要面積 | 7.92 m ² | 合計 (1~3) |
| 1 m ³ | 12.88 m ² | 粗大ごみ保管面積 |
| 容器保管必要面積 | | 3.96 m ² |
| 2 洗浄排水設備面積 | | 5 m ² |

<算定上の注意>

- 1 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
- 2 基準要素の総計は住宅の場合は総員数、事務所等は有効面積を記入する。
- 3 収集間隔は実態により記入する。(住宅は可燃3日・不燃12日)
- 4 容器1個当りの容量は原則として15kg (600) を基準とする。
- 5 個数の算定は、家庭系と事業系を区分する。事業系の用途が複数の場合、㉔の①~⑩を合算して必要個数等を算出する。
- 6 ㉔は、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数は㉔を切り上げる。
- 7 必要個数は㉔の小数点を切り捨てる。
- 8 予備率は、40%を確保する。
- 9 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

記入例 (事業用)

容器数の算定表

| 用途 | 廃棄物 | 床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃の割合×収集間隔÷容器容量=㉔ | 最低必要個数 | 予備率の加算 | 必要個数 |
|------------|-----|--|--------|----------------|------|
| 住宅 | 可燃 | []人×[]kg×0.75×[]日÷[]kg= | ① | (㉔)の①+㉕の②)×1.4 | |
| | 不燃 | []人×[]kg×0.05×[]日÷[]kg= | ② | =㉖ | 個 |
| 事務所 | 可燃 | [800]m ² ×[0.04]kg×0.6×[2]日÷[15]kg= | ③ | | |
| | 不燃 | [800]m ² ×[0.04]kg×0.2×[2]日÷[15]kg= | ④ | 可燃 | |
| 店舗 (物販) | 可燃 | [500]m ² ×[0.08]kg×0.6×[2]日÷[15]kg= | ⑤ | ㉔の③+⑤+⑦+⑨ | |
| | 不燃 | [500]m ² ×[0.08]kg×0.2×[2]日÷[15]kg= | ⑥ | = 10 個 | |
| 店舗 (飲食) | 可燃 | [500]m ² ×[0.2]kg×0.6×[1]日÷[15]kg= | ⑦ | 不燃 | |
| | 不燃 | [500]m ² ×[0.2]kg×0.2×[1]日÷[15]kg= | ⑧ | ㉔の④+⑥+⑧+⑩ | |
| | 可燃 | []m ² ×[]kg×0.6×[]日÷[]kg= | ⑨ | = 4 個 | |
| | 不燃 | []m ² ×[]kg×0.2×[]日÷[]kg= | ⑩ | | |
| 最低必要個数合計 | | | 14 | ㉖ 18.34 個 | 18 個 |

保管場所面積の算定表

| 容器の直径又は縦 [0.6] m × 容器的直径又は横 [0.6] m × 容器数 [18] 個 ÷ 段数 [2] 段 = | 容器の直径又は縦 [0.6] m × 容器的直径又は横 [0.6] m × 容器数 [18] 個 ÷ 段数 [2] 段 = | 必要個数合計 |
|---|---|---------------------|
| 1 容器保管必要面積 | 1.5 m ² × 3 作業上必要面積 6.48 m ² 合計 (1~3) | 3.24 m ² |
| 2 洗淨排水設備面積 | 粗大ごみ保管面積 | 3 m ² |

<算定上の注意>

- 1 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
- 2 基準要素の総計は住宅の場合は総員数、事務所等は有効面積を記入する。
- 3 収集間隔は実態により記入する。(住宅は可燃3日・不燃12日)
- 4 容器1個当りの容量は原則として15kg (60ℓ)を基準とする。
- 5 個数の算定は、家庭系と事業系を区分する。事業系の用途が複数の場合、㉔の①~⑩を合算して必要個数等を算出する。
- 6 ㉔は、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数は㉔を切り上げる。
- 7 必要個数は㉔の小数点を切り捨てる。
- 8 予備率は、40%を確保する。
- 9 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

廃棄物管理責任者選任届

年 月 日

豊島区長

建築物名称

建築物所在地

所有者住所

所有者氏名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

東京都豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第45条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を下記のとおり選任したので、届け出ます。

| | | |
|------|-------------------|---|
| | 選任年月日 | 年 月 日 |
| 新任者 | 会社名 | |
| | 所在地 | 〒 |
| | 所属名・職名 | |
| | ふりがな | ※ 廃棄物管理責任者講習会受講歴 有 ・ 無 受講年月日及び修了証番号 年 月 日（ 証第 号） |
| | 氏名 | |
| 電話番号 | （ ） (内線) | |
| 前任者 | 氏名 | |
| 事由 | 人事異動のため その他（ ） | |

※ 所有者は、新任の廃棄物管理責任者を選任した日から6か月以内に廃棄物管理責任者講習会に出席させ、所定の講習を受けさせなければなりません。

大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する条文抜粋

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量 及び適正処理に関する条例（抄）

平成12年4月1日施行

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第35条 事業者は、建物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業者は、排出する事業系一般廃棄物を前項に規定する保管場所に集めなければならない。

（大規模建築物の建設者等の義務）

第44条 大規模建築物（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、一般廃棄物の保管場所及び保管設備並びに再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、大規模建築物の建設者は、保管場所等について、規則で定めるところによりあらかじめ区長に届け出なければならない。

2 区長は、保管場所等（再利用対象物の保管場所については、大規模建築物のうちその事業用途に供する部分の床面積の合計が規則で定める基準に該当するもの（以下「事業用大規模建築物」という。）に設置されるものを除く。）について、大規模建築物の建設者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、必要な措置を命じることができる。

3 大規模建築物の占有者は、当該建築物から排出される一般廃棄物及び再利用対象物を保管場所等に集めるとともに、一般廃棄物の減量に関し当該建築物の所有者に協力しなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者の義務）

第45条 事業用大規模建築物の所有者は、再利用の促進等により、当該建築物から排

出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用対象物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(改善勧告)

第46条 区長は、事業用大規模建築物の建設者が、再利用対象物の保管場所について第44条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までの規定に違反していると認めるときは、当該建設者又は所有者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第47条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の建設者又は所有者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第48条 区長は、前条第1項の規定による公表をした後において、事業用大規模建築物の建設者又は所有者が、なお、第46条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

(罰則)

第69条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- ④ 第44条第2項の規定による命令（一般廃棄物の保管場所及び保管施設に係るものに限る。）に違反したもの

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- ① 第44条第1項の規定による届出（一般廃棄物の保管場所及び保管設備に係るものに限る。）をしなかった者

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量 及び適正処理に関する規則（抄）

平成12年4月1日施行

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第12条 条例第35条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- ② 事業系一般廃棄物の搬入、排出等の作業が容易にできること。
- ③ 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入する恐れがないようにすること。
- ④ ねずみが生息し、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑤ 作業の安全を確保するために、換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- ⑥ 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を排出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- ⑦ 東京都豊島区（以下「区」という。）の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管設備を設置すること。この場合において、保管設備は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- ⑧ 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管設備の取扱いその他注意事項を表示すること。

（大規模建築物の一般廃棄物保管場所等）

第21条 条例第44条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積1千平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第44条第1項の規則で定める一般廃棄物の保管場所及び保管設備に係る基準は、第12条各号に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- ① 一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管を確保できること。

② 保管設備は、容易に腐蝕し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積込み作業が、安全かつ容易にできること。

3 条例第44条第1項の規定による届出は、廃棄物保管場所等設置届（別記第3号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。場所に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

（大規模建築物の再利用対象物保管場所）

第22条 条例第44条第1項及び第45条第4項の規則で定める再利用対象物の保管場所に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- ② 再利用対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管を確保できること。
- ③ 再利用対象物が飛散し、雨水が流入する恐れがないようにすること。
- ④ 再利用対象物の搬入、排出等の作業が容易にできること。
- ⑤ 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、区長が別に定める基準に適合すること。

（事業用大規模建築物）

第23条 条例第44条第2項の規則で定める基準は、1千平方メートル以上とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第24条 条例第45条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、一人の廃棄物管理責任者が当該二以上の事業用大規模建

建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第45条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第4号様式）により行わなければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第25条 条例第45条第3項の規定による再利用に関する計画の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）ごと作成し、事業用大規模建築物における再利用計画（別記第5号様式）により5月31日までに提出しなければならない。

（改善勧告）

第26条 条例第46条に規定する勧告は、勧告の理由及び内容を記載した書面により行う。

（公表）

第27条 条例第47条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、建設者又は所有者の氏名、公表の理由その他必要な事項について行う。

（収集拒否等）

第28条 区長は、条例第48条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の建設者又は所有者に対し、処分の理由及び内容を記載した書面により通知する。

豊島区大規模建築物の廃棄物保管場所等設置基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例（平成12年豊島区条例第48号。以下「条例」という。）第44条及び同規則（平成12年豊島区規則第43号。以下「規則」という。）第21条及び第22条の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この基準において「廃棄物保管場所等」とは、一般廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下、「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを保管する場所（以下、「粗大ごみ集積所」という。）及び再利用対象物を保管する場所（以下、「再利用対象物保管場所」という。）をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作業スペースは、道路等でなく保管場所内とする。
- (2) 一般廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できること。
- (3) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される一般廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (4) 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- (5) 一般廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保する。
- (6) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (7) 同一敷地内で建築物以外に複数設置し、当該地域内の通路から一般廃棄物を搬出す

る場合は、幅員が6メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

(廃棄物保管場所の構造基準)

第4条 廃棄物保管場所の構造基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配を付ける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。

(2) 換気及び採光ができる構造とすること。

(3) 運搬車が、横付け又は内部へ侵入できる構造とすること。

(4) 出入口の幅高さは、次のとおりとすること。

ア 容器を保管設備とする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。

イ 反転コンテナを保管設備とする場合は幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。

ウ 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。

(5) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。

(6) 床の通路と接続する部分は、水平でかつ通路と同一平面であること。

(廃棄物保管場所の附帯設備の基準)

第5条 廃棄物保管場所の附帯設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、一般廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

(2) 一般廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

(3) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

(4) 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。

(5) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

(6) 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80センチメートルから100センチメートルまでとすること。

(廃棄物保管設備に関する基準)

第6条 廃棄物保管設備に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 容器の場合

(ア) 規則第7条1項に規定する基準に適合すること。

(イ) 容量は、なるべく60リットル以下とすること。

イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合

(ア) 容量は、0.7立方メートルとすること。

(イ) 大きさは、次のとおりとすること。

| | |
|-----|---|
| 本体 | 横幅 1,360 ± 10 ミリメートル 奥行き 590 ± 10 ミリメートル 高さ 890 ± 10 ミリメートル |
| 傾倒軸 | 長さ 1,574 ± 10 ミリメートル 高さ 685 ± 10 ミリメートル |

(ウ) 材質は、FRP 又は、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

(エ) 折りたたみ式のふたを付けること。

(オ) 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。

(カ) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ 自動貯留排出機の場合

(ア) 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。

(イ) 容量は、一般廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できるものであること。

(ウ) 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止し、及び騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

(エ) 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調整機能を有すること。

(オ) 運搬車への排出の際に、一般廃棄物の飛散又は落下等がないこと。

(カ) 原則として、一般廃棄物を圧縮する機能を有すること。

(キ) 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 容器の場合

第1号アの規定を準用する。

イ 反転コンテナの場合

第1号イの規定を準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合

第1号ウの規定を準用する。

エ 車両搭載式コンテナの場合

(ア) 容量は、一般廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できるものであること。

(イ) 運搬車に適合する使用であること。

(ウ) 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

オ その他の設備の場合

(ア) 容量は、一般廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できるものであること。

(イ) 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第7条 廃棄物保管設備の選定基準は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 住宅が100戸未満の場合、容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。

イ 住宅が100戸以上の場合、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 一般廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム未満の場合、第6条第2号に定める設備とすること。

イ 一般廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム以上の場合、容器又は反転コンテナ以外の設備とすること。

2 区の収集運搬業務の提供を受ける場合で、反転コンテナを設置するとき、及び区の収集運搬業務の提供を受けない場合で、容器、反転コンテナ、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に区と十分協議すること。

(一般廃棄物の排出量の算定基準)

第8条 一般廃棄物(粗大ごみを除く。)の排出量の算定基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物(粗大ごみを除く。)の排出量は、原則として別表1の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所の了承を得た上で、そのデータを用いて算出するものとする。

(2) 住宅部分の人員数は、原則として、別表2の基準を用いて算出するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定するものとする。

(3) 可燃ごみ及び不燃ごみの割合は、次のとおりとする。

ア 家庭廃棄物の場合は、15対1とする。

イ 事業系廃棄物の場合は、清掃事務所の了承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、3対1とする。

(4) 一般廃棄物(粗大ごみを除く。)の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。

(粗大ごみ集積所の設置基準)

第9条 粗大ごみ集積所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、粗大ごみが十分収納できる面積であること。ただし、最低3平方メートル以上とすること。

(2) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

(3) 通路と共用でないこと。

(再利用対象物保管場所の面積算出基準)

第10条 規則第22条第2号に定める再利用対象物の十分な収納を確保するための基準は、別表3のとおりとする。

(再利用対象物保管場所の配置等)

第11条 再利用対象物保管場所の配置等についての基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再利用対象物保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- (2) 再利用対象物保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に接近していない場所に設置すること。
- (3) 再利用対象物保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- (4) 再利用対象物の選分、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

(再利用対象物保管場所の構造、付帯設備等)

第12条 再利用対象物保管場所の構造、付帯設備等についての基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再利用対象物保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。
- (2) 再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、一般廃棄物の混入及び一般廃棄物から生ずる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- (3) 再利用対象物保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。

- (4) 再利用対象物保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- (5) 再利用対象物保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

（維持管理等）

第 13 条 大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、次に掲げる事項に留意し、廃棄物保管場所等の維持管理等に努めるものとする。

- (1) 所有者は、常に、廃棄物保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- (2) 所有者は、一般廃棄物及び再利用対象物の管理・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- (3) 所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、廃棄物保管場所等が該当基準に適合しないこととなったときは、すみやかに該当基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときはこれを設置するとともに、適正に管理すること。

（設置届の提出）

第 14 条 大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築確認申請書提出前に、豊島清掃事務所長に、規則第 2 1 条第 3 項に定める廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を提出しなければならない。

（届出内容の変更）

第 15 条 建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、新たに設置届を提出しなければならない。

付 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

注：①第8条にある**別表1**の基準とはP9の「施設用途別廃棄物排出基準」、**別表2**の基準とは、P9の「部屋面積別人員数」です。

②第10条にある**別表3**の基準とはP10の「再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準」です。

「廃棄物保管場所等設置届」の
提出時期及び作成要領

平成22年6月発行

発行 豊島区清掃環境部
豊島清掃事務所

〒170-0011

東京都豊島区池袋本町1-7-3

電話 3984-9681